

児童養護施設における家族再統合
— 家庭復帰取り組みに関連する要因と家族像の形成 —
Family Reunification in Residential Child Care:
Factors Associated with Returning Home and the Formation of Family Images

ルーテル学院大学大学院 総合人間学研究科
社会福祉学専攻 博士後期課程 高橋 誠一郎

1 研究の背景

我が国では少子化が進む一方で、児童虐待対応件数は増加の一途を辿っている。その中で、社会的養護下にある子どものニーズも、より一層多様化・複雑化・重層化している。また制度政策の動向は、2016年の児童福祉法改正により「家庭養育優先原則」が明記され、2017年の「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託率の数値目標と達成期限が設定されるなど、施設養育の短期化や里親委託の推進が打ち出された。このような方向性が示されたが、実際に児童養護施設入所措置となる児童は、心身の傷つきにより丁寧な回復への支援が求められ、国が掲げる短期間で家庭復帰の実現には多くの困難が伴っているのが現状である。

2 研究目的と研究課題

本研究の目的は、児童養護施設における家族再統合支援とは何か、家族再統合の中でも家庭復帰に関連する要因は何か、その一方、家庭復帰が困難な子どもは家族像をどのように形成していくか、を明らかにすることである。上記を通して、導き出された示唆の先に、児童養護施設においてどのような家族再統合支援が求められるのかを明らかにしたい。

そこで、本研究では、共に生活する日を待ち望んでいる子どもと保護者が多い中、次の研究課題を設定し、重層的な家族再統合支援のあり方と今後の展望について検討し、ソーシャルワーク実践・政策への示唆を得ることとした。

「研究課題1 児童養護施設の家族再統合に向けての支援とはどういうことか」

「研究課題2 児童養護施設からの家庭復帰に関連する要因は何か」

「研究課題3 家庭復帰が困難な子どもはその子どもなりの家族像をどのように形成していくのか」

そのために、児童福祉法を中心とした法制度の変遷と文献研究等をふまえ、「家庭復帰に関連する要因」について量的調査を実施し、また、「入所児童が生活を通し家族像をどのように捉えているのか」についての質的調査を実施し、それらの分析結果をもとに考察した。

3 児童養護施設と家族再統合に関わる動向

第1章では、児童養護施設と家族再統合を巡る国の制度政策と全国児童養護施設協議会の取り組みの変遷と動向について整理した。

戦後、孤児の保護を目的とした「孤児院」から始まった児童養護施設は、時代の変化とともにその役割を拡大してきた。1990年代以降、虐待を理由とする入所が増加したことを受け、1997年の児童福祉法改正では「自立支援」が目的に加えられ、施設の役割は従来の保護から自立のための支援へと転換した。

主要な変遷として、児童一人ひとりの「自立支援計画」の策定義務や、親子関係の再構築を図るための「家

庭環境の調整」の明記が挙げられる。施設に専門職として「家庭支援専門相談員」が配置された。2016年の児童福祉法改正では「家庭養育優先原則」が導入され、「新しい社会的養育ビジョン」のもとで里親委託の推進や施設の小規模化・地域分散化が加速した。一方で、一時帰宅中の虐待再発防止策や、親権停止、面会制限といった、子どもの安全を確保しリスクを管理するための制度整備も並行して行われてきた。

近年の動向では、2019年のしつけを名目とした親権者等による体罰禁止の明記や児童相談所の介入・支援機能の分離、2024年施行の「親子再統合支援事業」の創設や市町村への「こども家庭センター」の設置等が行われた。これらの変遷は、単なる家庭復帰を唯一のゴールとせず、子どもの権利と最善の利益を最優先し、永続的なつながりや安定した養育環境の確保を多層的に支援する方向へと進展していることを示している。

また、全国児童養護施設協議会は、提言や大会資料から、「家庭機能の欠けた部分を、保護者と協働的に補完し、代替する」という児童養護施設機能の方向性を示してきた。

4 家族再統合に関する先行研究

第2章では、家族再統合に関する先行研究の知見を多角的に整理した。まず家族再統合の定義は、単なる「家庭復帰」という形態に留まらず、親子関係の修復や生活の安定、当事者にとって最適な物理的・心理的距離の達成を含む広範な概念として捉えられている。支援の実施にあたっては個別性の重視が不可欠であり、在所年数や保護者の精神疾患、虐待の種別といった阻害・促進要因を精査した上でのアプローチが求められる。

再統合の過程は、面会や一時帰宅等の段階的なステップを経て進められ、各段階での客観的なアセスメントに加え、ペアレントトレーニング等の具体的なプログラムの導入が有効とされる。また、支援を担う専門職、特に家庭支援専門相談員（FSW）の役割が重要視されているが、その専門性の確立や業務の兼務体制等には依然として課題が残る。

さらに、家庭復帰後の虐待再発リスクを低減するためには、施設による支援だけでなく、地域社会や関係機関と連携した包括的なアフターケア体制の構築が極めて重要である。地域における「居場所」の確保や、近隣住民等を含むインフォーマルなネットワークの形成が、家族のレジリエンスを高め、再統合の持続可能性を支える鍵となる。総じて、家族再統合は固定的な終着点ではなく、流動的に変化する過程であり、専門職による質の高い介入と地域住民と関係機関の共に取り組む支援が不可欠である。

本稿における家族再統合の定義は「子どもが再び家族と生活をする家庭復帰を含むものの、それに限ることはなく、保護者との交流により子どもの生活が安定すること、あるいは、最も適切な物理的・心理的距離を伴う関係となること」とし、そのための支援を「家族再統合支援」とした。

5 児童の家庭復帰に関連する要因

第3章では、2006年と2017年に東京都内の児童養護施設を対象に実施された量的調査データを比較分析し、児童の家庭復帰に関連する要因を明らかにした。

まず入所児童の概況として、入所前の背景には身体的・心理的虐待やネグレクトの増加が見られ、家庭環境の深刻化が確認された。保護者との交流については、面会頻度は増加傾向にあるものの外泊は有意に減少しており、家庭復帰の見込みが「困難」または「見込みなし」とされる割合が上昇している実態が示された。

家庭復帰に向けた取り組みに影響を与える2006年と2017年のデータを分析した結果、①「保護者との交流が月1回以上」であること、②児童の入所経路は他の施設からの措置変更ではなく「家庭から」であること、③児童の「入所年齢が比較的低い」こと、④児童の「入所期間が比較的短い」こと、⑤主な虐待が「身体的虐

待」であることの5つの要因が関連していることが導き出された。

精神疾患がある母親の児童は、精神疾患がない母親の児童に比べて、家庭復帰取組群に含まれる可能性が低いことが明らかになった。母親不在ケースも含めた結果では、精神疾患の有無による差の影響よりも、母親が存在するか否かの方が大きいことが示された。

以上の結果から、家庭復帰支援は虐待の重篤化や家族状況の複雑化により、かつてよりも困難な課題となっていることが示唆される。特に保護者との継続的な交流を維持し、関係性を再構築することが、家庭復帰を実現するための極めて重要な鍵であると結論づけた。

6 家族像形成のプロセス

第4章では、家庭復帰を経験せずに児童養護施設を退所した12名へのインタビューを通じて、家族像形成のプロセスを質的に分析した。

その結果、38概念、15サブカテゴリー、6カテゴリーが抽出され、カテゴリーおよびその相互関係の検討を通して、「体験の統合による家族像形成のプロセス」というコアカテゴリーに統合された。

家族像形成は、①出発点、②施設内外での体験、③家族像の形成、④自分自身の家族像の形成の段階で展開していた。まず【家族像形成の出発点】では、＜家族で過ごした記憶がないため家族像がない＞＜自分の原家族の形態が当初の家族像＞といった状況から〔原家族像の欠落〕がみられ、＜施設で他の家族のあり方を知る＞、＜他の家族との比較の体験＞を通して〔一般的な家族像との違い〕が認識されていた。

次に②の体験段階では、【施設内での体験】として、＜一軒家でのGH生活や施設生活で家族での生活のイメージづくり＞による〔建物での生活体験〕、＜施設職員が話をきいてくれ、受容された体験＞や＜施設職員を信頼でき、頼れた経験＞、＜施設職員が叱ってくれ、あゆみよれる体験＞による〔職員との関係の体験〕、さらに＜施設で学んだ人とのコミュニケーションの仕方＞や＜施設での子ども同士の貴重な体験＞による〔子どもとの関係の体験〕が家族像の形成に影響していた。また【施設内外での体験】では、＜原家族についての開示＞と＜自身の生き立ちの受容＞を伴う〔原家族について他者への開示〕や、＜家庭復帰への期待と裏切られ感＞、＜家庭復帰に期待しない＞という〔家庭復帰の動きへの体験〕がみられた。さらに、②の体験段階では、【施設外での体験】として、＜施設外の友人との会話からの経験＞、＜大学等での学びから視野が広がった経験＞による〔施設外から得た家族のイメージ〕や、＜施設とは別に受容される家族があること＞等の〔フレンドホーム（週末里親）での生活体験〕が、肯定的な家族像の形成に寄与していた。

③家族像の形成段階では、【体験から形成された家族像】として、＜家族のありようは多様＞、＜当事者が家族と思えば家族＞などの認識とともに、＜家族とは自分の居心地のいいところ＞である一方＜法的なつながりゆえに悩む対象＞でもあるという〔多様な家族像〕が形成されていた。同時に、＜家族は愛情や信頼関係で結ばれているイメージ＞、＜家族は問題の解決に尽力してくれるイメージ＞、＜家族は父母がいてきょうだいがいるイメージ＞といった〔ポジティブな家族像〕もみられた。

④自分自身の家族像の形成の段階では、【自己に引き寄せた家族像の形成】として、＜将来相談できる家族をつくりたい＞等の〔なりたい将来の家族像〕と、＜否定的な原家族の捉え方＞等に基づく〔なりたくない将来の家族像〕が併存し、＜家族をつくることへの躊躇＞や＜結婚への躊躇＞、＜離婚の懸念＞といった〔家族を持つことへのためらい〕が語られた。また＜立ち入られたくない自分＞や＜人との関係性に対する自己認識＞に関する〔自分自身の気づき〕もみられた。

以上より、退所児童の家族像形成には、施設内外の多様な体験の統合が重要であり、施設内の支援に加え、

施設外の人間関係や継続的支援の必要性が示唆された。

7 全体考察

第5章では、これまでの各章での知見を総括し、児童養護施設における家族再統合支援のあり方を先行研究に照らし合わせて全体考察としてまとめた。

まず、量的調査の結果から、家庭復帰には保護者（特に母親）との交流頻度や、入所期間の短さが強く影響していることが再確認された。母親に精神疾患等の課題がある場合でも、適切な支援を通じて母親とのつながりを維持することが家庭復帰の可能性を繋ぎ止める鍵となる。一方で、虐待の深刻化により家庭復帰が困難なケースも増加しており、一律の「家庭復帰」を目指すのではなく、子ども一人ひとりの状況に応じた最適な「家族との距離感」を模索する家族再統合支援の重要性が示された。

質的調査からは、家庭復帰を経験しなかった子どもたちが、施設での職員との関わりや週末里親等の外部の大人との交流を通じて、欠落していた家族像を作り上げているプロセスが明らかになった。彼ら彼女たちにとっての家族とは、形式的な枠組みを超え、精神的な安らぎや信頼関係に基づいた多様な形態へと変容している。

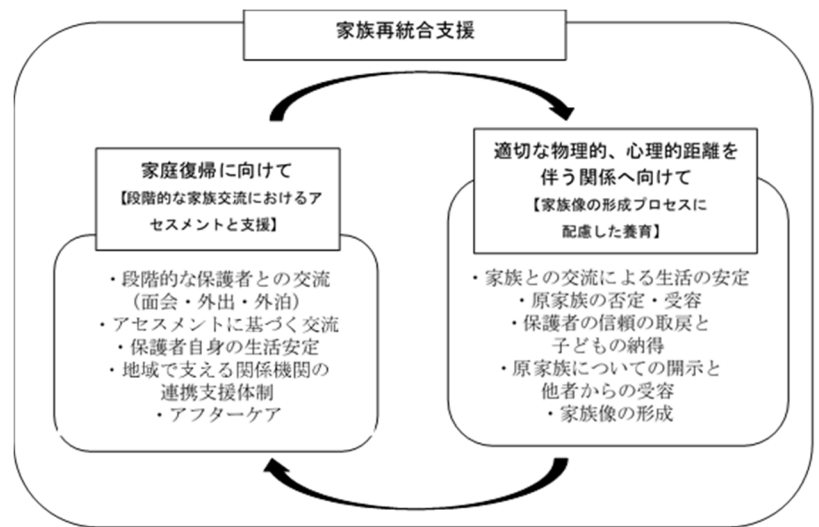
これらを受け、今後、児童養護施設における家族再統合に向けての支援においては、①段階的な家族交流におけるアセスメントと支援、②家族像の形成プロセスに配慮した養育が必要であり、家庭復帰または家族像の形成に向けた方策が必要であるということが明らかになった。

ソーシャルワークへの示唆として、個別支援レベルでは、（1）家庭復帰取り組みに関連する要因に該当する子どもと家族への支援、（2）家族再統合支援の段階毎のアセスメントの実施、（3）家族のレジリエンスのステージに即した支援プロセス、（4）家族像形成のプロセスに応じた支援、（5）児童養護施設の養育実践の評価が挙げられる。

組織・地域レベルでは、（1）児童福祉司と自立支援担当職員、家庭支援専門相談員の専門性向上、（2）子どもの人権を優先した家族再統合支援、（3）児童養護施設と児童相談所の十分な連携協働体制、（4）家庭復帰後の家族を支える社会資源が挙げられる。

制度政策レベルでは、（1）家族の機能を視点に置いた支援、（2）家族再統合を支える社会資源の必要性、（3）社会的養護自立支援拠点事業による家族像形成の継続支援、（4）在宅措置の検討が挙げられる。

終章では、本研究のまとめとして、本研究の要約と意義を示し、本研究における限界と今後の課題について触れた。限界と今後の課題としては、（1）地域性と一般化、（2）家族再統合に向けた面会、外出、外泊の内容、（3）「虐待のない子ども」、（4）保護者の精神疾患、（5）家庭復帰の可能性の判断、（6）調査方法上の限界が挙げられ、研究上の課題は残るものの、本研究の成果によって研究の目的は達成されたものと考えられる。



家族再統合支援のイメージ図